議議議議議議議議議議議議議

平成22年9月7日(火曜日)第3回定例会

出席議員(18名)																	
	1番	髙	5	橋	勝	文	[議員		2	2番	ን ^፫	þ	津	_	博	į
3	3番	石	<u> </u>	山		忠		議員		4	1番	ì	Ŀ		登	代子	<u>-</u>
į	5番	J		藤	吉	蜤	È	議員		6	香	木		沼	孝	言]
-	7番	豆	<u> </u>	井	輝	明]	議員		8	番	オ	7	村	寿	太郎	3
	9番	甲	自	田	俊	廣	Ę	議員		1 () 番	셛	Ē	藤		毅	ζ
1 '	1番	松	Y	田		孝	<u>£</u>	議員		1 2	2番	₹	<u> </u>	Ш	忠	義	Š
1 3	3番	亲	fi	宮	征	_	-	議員		1 4	1番	伊	3	藤	忠	男	3
1 !	5番	셛	Ē	藤	暘	子	_	議員		1 6	番	JI		越	孝	男	3
1 7	7番	尹	ß	須		稔	ž.	議員		1 8	番	金	₹	木	賢	t	1
欠席記			-														
				:者の!	職氏名	3											
佐	藤	洋	樹	市			長			那	須	義	行	副器	ī 新管理	┡ ┱╼┎╒	長
渡	邉	滿	夫	教	育多	5 員	長			片	桐	久	之	委		ま女り	長
芳	賀	靖	夫	農	業委員	会会				今	野	要	_	総	務	課	長
横	Щ	_	郎		· 利 機 管	理室				菅	野	英	行	総	合政	策調	長
月	光	龍	弘	イ.	合 ひんしょう	ブアッ	ノブ			宮	Ш		徹	総合	合政党 地 推	を課金 後に関する。 1年である。	È業 : 長
丹	野	敏	晴	推 財	進 政	室課	長長			犬	餇	弘	_	税	務	課	長
安	ョ'	事X	浩		民生					人犬	飼		好		設管		
富	澤	Ξ	弥	建	設置	至 理	課			軽	部	修	~,	建	計 分 管	5 理	課
Ħ	/羊	_	ינינ	都	市整	備室	長			半土	սս				化推 休課		
Щ	田	敏	彦	下	水道	道課	長			尾	形	清	_	農事	業務	局	'会 長
I	藤	恒	雄	商	工観	光 課	長			那	須	吉	雄		康福		長
柴	崎	良	子	子	育て指	進 誤	畏長			安排	系子	政	_	会 (第	計 管 庚)名	至 理 会計部	者 果長
那	須	勝	_	水	道事	業所	長			櫻	井	幸	夫	病	院	事務	長
荒	木	利	見	教	Ĩ		長			鈴	木	_	徳	学	校教	育調	長
冏	部	藤	彦	字中準	校 教 学 材 備	数 育 交 給 室	課 食 長			白	林	和	夫	学 指:	校	文 育 進 室	課長
清	野		健	学中準 生ス振	涯 ポ 興	学 - 課	習ツ長			片	桐	久	志	監	查	委	員
奥	山	健	_	監事	查 務	委局	員長										
事務局	司職員	員出席	諸		373	,- <u>-</u> ,	~										
柏	倉	隆	夫	事	務	局	長			荒	木	信	行	局	長	補	佐
佐	藤	利	美	総	務	主	查			兼	子		亘	主			任

議事日程第3号第3回定例会平成22年9月7日(火曜日)午前9時30分開議

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再 開 午前9時30分

○髙橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

一般質問

○髙橋勝文議長 日程第1、9月3日に引き続き一般質問を行います。

一般質問通告書

平成22年9月7日(火)

(第3回定例会)

番号	質問事項	要	□□	質	問	者	答	弁 者
7	「まちづくり」に	(1) 地域コミュニ	ティと地域力の強化	1 5	番		教育	育委員長
	おける公民館の役	について		佐	藤晹	子		
	割りについて	(2)地域力を引き	出す専門職員の配置					
		について						
		(3) 東部地区公民	館を適正規模に分割					
		することについ	て					
		(4) 分館活動に対	する借地料負担軽減					
		と支援について						
8	平成21年度の決算	景気の先行が不透明	な中、健全財政を堅	3番	÷		市	長
	を踏まえて	持し、市民福祉の向	上のため、これまで	石	山	忠		
		の経過を踏まえ、今	後、どのような対応					
		策を確立していくの	か、財政計画につい					
		て伺いたい。						
9	福祉行政について	(1)介護施設の整	備について	1 7	番		市	長
		アの介護保険事	業計画における介護	那	須	稔		
		老人福祉施設	の整備について					
		イ 特別養護老	人ホームにおける多					
		床室等の整備	について					
		(2) 介護認定等の	手続きについて					
		(3) 小規模多機能	型居宅介護施設設置					
		について						
		(4) 在宅介護の環	境整備について					
		(5) レスパイトケ	ア事業について					

番号	質	問	事	項	要	山田	質	問	者	答	弁	者
					(6) 介護支援ボラン	ティア制度の導入						
					について							
					(7) 小規模社会福祉	上施設の安全対策に						
					ついて							

佐藤暘子議員の質問

- ○髙橋勝文議長 通告番号7番について、15番佐藤晹子議員。
 - [15番 佐藤晹子議員 登壇]
- ○佐藤暘子議員 おはようございます。

私は、日本共産党を代表し、これからのまちづくりにおいて公民館の果たす役割がますます大きく大切になっていることを実感し、機能の強化充実を図るべきと考え、以下の項目について順次、教育委員長にお尋ねいたしますので、よろしくお願いいたします。

公民館は、戦後の社会教育運動の拠点として大きな役割を果たしてきました。敗戦後、すべての ものを失った日本国民が新しい国づくりのために何をなすべきか模索し、その活路を求めていたと き、国はすべての国民の学習こそ必要として、昭和24年社会教育法を制定し、青少年及び成人に対 し体育やレクリエーションを含む組織的な教育活動を行うことを定めました。

一口に社会教育と言っても、芸術、文化、スポーツ、さまざまな学習まで幅広く奥深いもので、私のような素人が論ずる立場にはありませんが、だれでもどこでも自主的に学習できるよう援助し、その環境を整えるというのが社会教育の目的と理解しています。

公民館は、いわば社会教育の拠点として全国至るところに建設されました。公民館の先駆者たちは寝食を忘れて地域住民の中に入り込み、住民の暮らしや地域の問題について話し合い、問題点を見つけ、解決のための学習を重ねながら住民自身が自分たちの暮らしや地域を変えていく自治の力を導いてきました。それらのことが原点となって、青年団や若妻会などの運動が盛んになり、生活の改善や民主意識の変革など、現在につながっていると思います。

そんな先駆者たちの実践の記録を見るにつけ、先人たちの苦労と努力がしのばれます。佐藤洋樹市長のお父さん、佐藤信一氏も社会教育に大変貢献された方だとお聞きしています。そんな経過をたどりながら寒河江市においては、中央公民館のほかに東部地区、南部地区、西部地区、柴橋地区の四つの地区公民館と61の分館があり、それぞれ地域住民の暮らしや文化に根差した活動を展開してきました。

活動の内容は、さまざまな文化や芸術などの趣味のサークルから、スポーツ、自己研さんのための学習など多岐にわたっており、その中で生き生きと活動している市民が見られ、現在の寒河江市を形づくっているものと思います。

時代とともに、公民館の活動の内容も昔とは随分変わってきているのかなと思いますが、公民館 設置の大きな目的は今も昔も変わらないものと私は思っております。

寒河江市は今、第5次振興計画の見直し作業や地域福祉計画などの策定作業を行っています。策 定に当たっては、市民の意見を聴取するとしてアンケートをとったり、ワークショップをやったり、 公募委員を募ったりと、これまでの行政主導からの脱却を図ろうとする姿勢がうかがえます。

まちづくりについては、住民みずからが自分たちのまちをこのようなまちにしたいという夢と希望を持ち、積極的にかかわっていくことがとても大事なことです。その上からも、自治意識と行動力ある人づくりが大切になると思います。学習を重視し、活動を十分保障する公民館の役割はこれまでにも増して大きいと思います。

また、もう一つは、地域のコミュニティーを強固なものにしていくことではないかと思います。このことは、自治意識を高めていくことにつながりますが、時代の変化に伴って地域のつながりが希薄になっていると言われています。少子高齢化がますます進み、単独高齢者や高齢者のみの世帯が寒河江市でも多くなっています。また、社会の病理現象の中、非行や犯罪の増加、子供への虐待やいじめなどがふえる傾向にあります。こんな時代だからこそ、地域のつながりを強め、災害時の助け合い、高齢者や子供たちの見守りなど、安心して住むことができるコミュニティーを築いていくことがますます必要になっていると思います。

一時、社会教育不要論、公民館不要論などが言われたこともあるようですが、このような情勢の もと、公民館の果たす役割はますます大きく、機能強化しなければならないと思うのですが、教育 委員長の見解を伺います。

次に、地域力を引き出す専門職員の配置について伺います。

公民館の職員の仕事には、社会教育の目的を遂行するためのさまざまな学習やサークル活動、スポーツ振興などの指導や援助などのほかに、地域に入って、地域住民の抱えている問題を一緒に考え、住民みずからが解決できるようアドバイスしたり、指導したりする仕事があります。これらの任務をうまく進めながら、住民のコミュニケーションや地域力を引き出していくためには、専門的な知識や技術を取得した職員の配置が必要だと思いますが、寒河江市ではどのような配置になっているのか、またこれらの活動を推進するための人員の確保はされているのかどうか伺います。専門職員が配置されていないのであれば、ぜひ配置すべきと思いますが、いかがでしょうか。

次に、東部地区公民館を適正規模に分割することについて伺います。

寒河江市には中央公民館のほかに四つの地区公民館があり、そのもとにはおおむね町内会を単位に分館や集会所的な類似施設があります。文化センターの中には中央公民館と東部地区公民館が同居しており、東部地区公民館の網羅する範囲は西根、三泉のほかに寒河江地区のすべての町内会7,733世帯となっています。そのもとには25の公民館分館があり、地区公民館としては最も多い分館を抱えています。

地区公民館は、それぞれの地域の中枢的機能を果たす役割を持っており、住民の身近なところに あることが第一の要件であると言われております。東部地区公民館を地域住民の顔が見える範囲に 分割し、公民館と地域住民が身近な存在として活動できるよう整備すべきと考えます。

私は以前にも東部地区公民館の分割について質問をしたことがありますが、時代の推移とともにその必要性は増していると思います。西根・三泉地区と寒河江地区の二つに分割し、寒河江地区を市の中心部であるフローラに拠点を移し、高齢者から若い世代まで公民館としてさまざまな活動に利用すれば、地域のコミュニケーションひいては中心市街地の活性化にもつながるのではないかと考えますが、教育委員長の見解を伺います。

次に、分館活動に対する借地料負担軽減と支援について伺います。

寒河江市の公民館分館は61ありますが、その中で市の所有する土地に建物が建っていて借地料を支払っている分館が7カ所あります。これらの分館は、その土地の評価に応じて市に借地料を支払っています。これまでにも、私は借地料に対する負担軽減について質問をしておりまして、大分軽減されてはきていますが、借地料の負担は公民館分館の運営に大きな負担となっています。公民館分館は、分館加入町内会からの分担金と公民館施設の使用料とで運営されています。最近は、使用

料の収入が減り続け、分館から距離的に離れている町内会からは、「年に一度も利用しない公民館に分担金ばかり払うのはどんなものか、公民館から抜けたらどうだ」といった意見も出て、運営に暗い影を投げかけております。

これには二つの問題が存在すると思います。一つは、運営費の問題です。地域住民によってつくられた公民館は、地域住民が自主的に運営する形になっていて、運営費が賄えなければやむを得ず分担金の値上げということにもなり、その結果、負担が重くなり公民館から抜けていく町内会も出てきます。このことによる活動の停滞も予測されます。

二つには、公民館と各家庭が無縁の存在になっており、公民館活動には一部の住民しか参加していないこともあり、そのことから生まれてくる無理解もあると思いますが、ここでは借地料の軽減についての考えをお伺いしたいと思います。

分館が住民の身近な存在として学習活動や趣味のサークル、地域住民が顔を合わせるコミュニティーの場として機能するには、地域住民に過重な分担金の負担がかからないようにすることが重要だと思います。評価額の高い市の土地を借りているところは、高い借地料を払わなければならないというのでは、本来の公民館活動に支障を来します。借地料のさらなる軽減を図るよう検討すべきと思いますが、見解を伺います。

また、公民館分館の整備に対する補助対象を拡大することについて伺います。

現在、補助金が適用される範囲は、公民館の新築、増改築、建物の一部分を面目一新するなどに限られており、既存の建物の補修や修繕には適用されません。既存の分館の中には、古い建物を再利用したものや築後相当な年数のたっているものなど、補修や修繕をしなければならないものがふえています。現在、補助対象とならない事業に対しても、補助の対象とするよう考慮すべきと思いますが、教育委員長の見解を伺い、第1問といたします。

髙橋勝文議長 渡邉教育委員長。

〔渡邉滿夫教育委員長 登壇〕

渡邉滿夫教育委員長 おはようございます。

佐藤議員からは4点にわたる質問をちょうだいいたしました。順次、お答えを申しあげます。

最初に、地域コミュニティーと地域力の強化についての御質問でございますけれども、本市の公 民館は御質問にありましたように、中央公民館を初め東部地区公民館や西部地区公民館など四つの 地区公民館があり、そのもとに61の分館が設置されていることは御案内のとおりでございます。

公民館は、社会教育法に基づいた社会教育のための教育施設でありまして、その目的は法第20条に明記されているところでありますけれども、「住民の実際生活に即する教育文化活動」を行う機関であるというふうに位置づけられておるところであります。

また、わかりやすく、公民館とは「学習するところ」、「集うところ」、「人と人とを結ぶところ」であるというふうに言われております。この三つの力が総合されまして、地域の活力を生み、地域の教育文化の振興に寄与する存在というふうにとらえられているわけであります。何といいましても、公民館は教育・学習施設であります。住民自治の力をはぐくむためには、やはり「学ぶ場」が必要であると思いますし、さまざまな地域課題を解決する力は学習から生まれるものと思います。そういう意味で、公民館とは、地域みんなで学習しながら、学びを通して人と人とのつながりをつくり、地域課題をみんなで解決していく場であるというふうに理解しております。ちょっとオーバーな表現になりますけれども、その意味で地域住民の心のよりどころでなければならないというふうにも思っております。このため、公民館ではさまざまな学習事業を展開してきております。例えば、地域の融和を図るための運動会やら文化祭などを開催して、地域に埋もれたすばらしい芸術才能を発見したり、また地域の生活課題などを解決していくための学習会を開催したり、さらにはさまざまな知識や技術を身につけていただくために講演会、講習会などを開催し、少しでも地域の結びつきが強化されることを願っているいろな事業を展開しております。

御質問の中にもございましたけれども、近年は少子高齢化社会が進み、社会が複雑多様化し、地域を取り巻く環境も大きく変化する中で、住民と地域社会とのかかわり合いが希薄になり、地域社会における連帯感の欠如、規範意識の低下など、いわゆる地域力の低下が問題となってきております。

折しも、最近のマスコミ報道などでは、さまざまな痛々しい事件が相次いで起きておりまして、 幼児の虐待、高齢者の孤独死、さらには高齢者の所在不明など、まことに信じがたいようなことが 次々と起こっております。「無縁社会」というような言葉も生まれている現状にあります。

このような状況を考えますと、まさしく議員のおっしゃられるとおり、今こそ地域住民の心のつながり、地域コミュニケーションが強く求められているのではないかというふうに考えます。地域づくりの拠点としての地区公民館の役割はますます重要性を増してきていることと認識しているところであります。今後とも地域の課題解決のために、また安全安心なまちづくりのために公民館はさらなる学習を積んで、積極的に地域に入り、地域の方々と密接な関係を保ちながら一緒になって地域振興に向けて努力していかなければならないというふうに思っているところであります。

次に、2番目でありますけれども、地域力を引き出す専門職員の配置についてであります。

生涯学習の振興を図り、豊かな人づくりと住みよい地域づくりの役割を担う公民館は、地域の課題を探り、その課題解決のために地域と密接に結びついた事業を展開していく必要がございます。そこに従事する公民館職員には、それらの事業の企画立案や情報の発信・提供を行ったり、さまざまな相談に応じたり、地域活動が盛んになるような、いわば「縁の下の力持ち」としての役割があります。さらには、各種団体の支援や施設の貸し出し業務、維持管理など、広範囲にわたるさまざまな業務がございます。そういう意味で、公民館職員としての業務には特殊性があり、専門的な知識や技術が求められることから、公民館に専門的な人材を配置することは、社会教育の振興という点からすれば、重要なテーマの一つであります。実際には、本市のみならず、多くの自治体におきまして、総合行政を担うというところからと思いますけれども、この専門職員の理想的な配置にまでには至っていないというか、なかなか難しい現状にあることも事実であります。

このような中におきまして、本市教育委員会におきましては、現在事務局の方に社会教育主事の 有資格者5名を配置しております。また、直接公民館業務にかかわっている職員は2名ございます。 そのほか、公民館にかかわる職員12名と社会教育指導員、嘱託でございますけれども、5名を配置 して公民館の組織体制を確保し、社会教育の振興を図っているところであります。

現在、地域の課題も複雑化、多様化し、地域住民の意識もニーズも高度化しております。そういう中で、地域住民のこのような要求にこたえていくためには、その指導的立場にあります公民館職員にみずから研さんを積む必要があるものというふうに考えております。そのために、今年度から公民館主事としての資質、あるいはスキルといいますか、の向上を図るため、「主事会」を開催し、公民館主事同士、情報交換をしながら活動内容が高められるよう研さんを積んでいるところであります。

また、県などで開催されます研修会には積極的に参加することにしております。さらには、月1回、館長等会議などを開催いたしまして、地区公民館の情報交換などに力を入れ、地域住民に適切な指導、アドバイスができるよう努力しているところであります。今後とも、地域の要望にこたえられるとともに、地域からの信頼が得られ、充実した指導ができるよう職員の意識改革はもちろんでありますけれども、職員の研修にはさらに力を入れ努力してまいりたいというふうに考えております。

次の3番目の質問でございますけれども、東部地区公民館の適正規模に分割することについてお答えを申しあげたいと思います。

本市の公民館は、寒河江市公民館に関する条例に基づき、市民の社会教育活動の拠点施設としまして設置しているものであります。現在の東部地区公民館は、昭和49年文化センターのオープンと同時に、それまでの寒河江地区・西根地区・三泉地区のそれぞれの公民館が統合されて、新たに設置された公民館であることは御案内のとおりであります。東部地区公民館には、文化センターの中にある施設として長い歴史的な経過の中で市民に定着してきた施設の一つでありまして、それぞれの地区に担当職員を配置して、地区公民館としての活動の充実に力を入れてきており、その機能を果たしてまいったものと考えております。

御質問の「東部地区公民館を二つに分割し、寒河江地区を市の中心部であるフローラに拠点を移 してはどうか」ということでございますけれども、この件に関しましては以前にも議員から同様の 質問をいただいた経緯がございます。その際は教育委員会としてこのように答弁をいたしておりま す。「文化センターの中にある東部地区公民館だけを分離し、他を2丁目のビル、現在のフローラに当たるわけでございますけれども、ここに移転することは現在では考えていない」という旨、お答えしたところでありました。この東部地区公民館につきましては、これまでも「東部地区公民館の仕事が見えない」、あるいは「事務室が一緒でどこからが東部地区公民館で、どこからが中央公民館なのかわからない」、あるいは「寒河江地区は世帯数や町内会数も多く、まとめていくのに大変だ」というような声も聞いております。確かに寒河江地区の場合は、区域の範囲が広く、人口規模や世帯数、町内会数なども多い地区になっておりまして、「寒河江地区に独立した新たな地区公民館が欲しい」というような声もございます。

ただ、議員のおっしゃるように、東部地区公民館を分割し、フローラに移転することにつきましては、この中心市街地活性化施設というんでしょうか、このフローラそのものに関する現況については、私からは控えたいと思いますけれども、公民館活動の目的を達成するために、必要な施設整備の整備充実など、解決すべき課題も多いと考えられます。

一方、現在東部地区公民館があります文化センターは、体育館等を含めますれば、各種施設設備を有する複合体でありまして、まさしく本市における社会教育を行う一大拠点であります。そういう意味ではまさしくセンターであります。ここに位置することによりまして、運営面においての中央公民館との密接な連携、機能面での施設設備の効率的、有効的な利活用ができるという、事業展開をする上での優位性を有していることも事実であります。いずれにいたしましても、望ましい東部地区公民館活動のあり方という大きな課題を解決していくためには、まずさまざまな機能を備えております現在の文化センターの現体制で、その機能を生かしてより充実した活動ができないのか、地域に密着した顔の見える公民館として機能を発揮することができないかということを十分に検討していく必要があり、大切なことかと思います。今後、地区公民館、とりわけ東部地区公民館の運営体制、そのあり方につきましては、十分協議・検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

最後に、分館活動に対します借地料の負担軽減と支援につきましてお答えをいたします。

生涯学習の拠点施設とともにまちづくり、地域づくりの機能を果たします施設として大きな役割を担っているのが自治公民館としての分館であります。この自治公民館の建設用地の所有状況を見てみますと、大きく分けて次の三つがございます。

- 一つに、用地を地縁団体や地域内での共有など地域で取得している場合。
- 二つ目に、地元より首府に寄附をいただいて、そのまま公民館用地として無償でお貸ししている場合。

三つ目に、地元からの強い要望もあり、有償で市有地をお貸ししている場合、この三つがありま す。

公民館の用地確保につきましては、地元において対応した経緯がございます。市有地を有償でお貸ししている場合は、このように用地をみずから取得した他の地域との負担の公正を期するという必要がありますので、応分の負担をお願いしているというところであります。本市では現在、7分館に有償で市有地をお貸ししております。借地料の算定につきましては、土地の評価額を基準とするいわゆる実勢価格の4%を年額としておりますが、この額からさらに減額して貸し付けており、負担の軽減を図っているところであります。どうしても評価額が高い市街地にある分館が借地料も

高くなっているというのが現状ではあります。

教育委員会といたしましては、問題は市有地でありまして、当然のことながら市有財産であり、 市民全体のものでもあります。そのような意味で、その貸借関係につきましては、一定の基準、ル ールが当然にございます。何よりも公平で市民が納得し得るものであるということが必要かと思い ます。

また、ただいま申しあげましたように、みずから土地を取得して、公民館を建設した地域との均衡も重要であります。教育委員会といたしましては、このようなことも十分に踏まえながら、分館は社会教育の目的を達成するための重要な拠点施設であり、借地料が大きな負担となって、公民館活動そのものに著しく支障があるとすれば、私どもとしても憂慮すべきことでありまして、本意ではないところであります。このように著しい影響があると思われるような分館の借地料につきましては、市長及び部局と協議をしてまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、公民館分館の整備に対する補助対象を拡大することについての御質問にお答えを申しあげます。

分館に対する財政的な支援としましては、公民館の新築、増改築、駐車場舗装など、住民に多額の負担がかかる建設費の一部に対し、公民館整備事業費補助金交付規定に基づき交付し、支援しているところであります。これは何回も申しあげて、これまでも言われてきたことでございますけれども、自治公民館たる分館は、構成する住民がみずからの負担において自主的に事業を実施し、施設の維持管理を行うことが基本といいますか、本来の姿というふうに考えております。したがいまして、修繕・補修の負担につきましては、各分館において対応をお願いしたいと考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

以上であります。

髙橋勝文議長 佐藤議員。

佐藤暘子議員 第1問にお答えいただきましてありがとうございました。

公民館の果たす役割については、今非常にこれまで以上に重要になってきているという点では、 教育委員会の考え方は私と同じものですから、これからもそういう考え方で臨んでいただきたいと いうふうに思っているところです。

専門委員の配置についてなんですけれども、公民館の職員は市の職員と人事異動ではいろいろ交流になるわけですね。公民館だけが独自で人事の配置をするということはできないわけでありまして、人事については市長部局にあるものですから、さまざま交流がなされるということで、以前には有資格者ということで、専門の職員を採用したこともあったというふうに聞いておりますし、また職員の中でも研修を受けて主事の資格を取った方もいらっしゃるというふうに聞いております。公民館の運営を、それこそ地域力を引き出していくということになりますと、そういう専門的な知識といいますか、そういう技能を持った方というのが非常に必要だというふうに思います。新しく配置がえをされて、公民館の職についたという方は、その仕事を覚えるのに1年以上かかって、それがやっと軌道に乗ったというころにはまた配置転換というようなことで、そこに根づかないといいますか、十分に力を発揮できないということがあるというふうに思います。ですから、自主的に資格をとっていただくということが非常に大事なことだというふうに思いますけれども、今までそういう主事の資格を持っている方とか、職員の方、そういう意味では、今までの能力が生かせるような、そういう人事にするということも非常に大切なのではないかというふうに思います。

ここで市長の答弁をいただくことはできませんけれども、市長にも十分考えいただきまして、そういう資格を持っている方が公民館の方に異動して、そこで十分力を発揮できるような、そういう 人事体制というものも十分考えていただきたいなというふうに思っているところです。

それから、東部地区公民館の分割については、これは非常に難しい問題だというふうに私自身も思っております。ですけれども、今の東部地区公民館のことを考えてみますと、非常に広い範囲にわたっておりますし、それを一つの地区公民館で所掌していくということになると、非常に大変なことだなというふうに思っております。

地区公民館というのは、やはり住民の顔の見えるところに置くのが本来の地区公民館だというふうに言われておりまして、やはり住民の方たちと親しくなって、さまざま信頼関係を築きながら、その地区のことをいろいろな問題なんかについても相談を受けたり、また一緒に考えたり、そうして地域住民の地域力を引き出すという、そういう本来の仕事からすると、非常に範囲が余りにも大き過ぎるのではないかというふうに思っているところです。

ですから、東部地区公民館を分割するということについては非常に難しいというふうな考え方はわかりますけれども、やはり東部地区公民館のみならず、寒河江市の地域の公民館には白岩、幸生それから田代というように、非常に範囲の広いところがあるわけですね。ですから、そういうところについてもやはり公民館のあり方というものを考えていく必要があるのではないかというふうに思いますけれども、その考え方について、これからそういうことも考えていくというふうな立場に立たれるのかどうかお伺いをしたいというふうに思います。

それから、分館の借地料については、これもこれまで私、借地料の負担を軽減すべきではないか

ということで質問をしておりまして、なかなかこの問題についても自分たちの地域で土地を購入して建てている公民館もあるのだから、その負担についても平等でなければならないというふうな考え方でなかなか難しいというふうには思いますけれども、自分たちのところで買った公民館の土地代については、一時的には非常に負担になるというふうに思いますけれども、将来的には自分たちのものになるわけですね。しかし、市有地を借りて、借地料を払っている公民館というのは、その公民館がそこに存在する限り、ずうっとそれは払い続けなければならないというふうなこともありますし、そういう点から考えてみますと、公民館の借地料というのは1年間で二十数万円から三十数万円というふうな借地料を払っているところがあるわけですね。それはやはり非常に運営に負担になる、そしてその負担が地域の各町内会に分担金として課せられるわけですけれども、そういうことからして、「そんなに高い分担金を払わなくちゃならないんであれば、公民館から抜げんべは」というようなところも出てきているわけです。そうしますと、やはり公民館の本来の活動には支障を来すというようなこともありますので、そんなに負担にならないような、そういう借地料にしていただきたいと、それは教育委員会だけでお答えの出せるものではありませんし、やはり市長部局の方にも考えていただいて、よく検討していただきたいなというふうに思います。

それから、公民館の維持のための補助があるわけですけれども、分館の建設とか、あるいは増改築とか、面目一新するような大がかりな工事については補助金があるわけですけれども、畳がえですとか、あるいは床の張りかえですとか、屋根のふきかえとか、そういうものについては今、補助の対象になっていないわけですね。公民館自体が非常に老朽化してきているということで、そういう負担がこれから大きくかかってくるというので、公民館の主事さんあたりは非常に悩んでいるんです。そのお金をどうするかというようなことで悩んでいるということがあるわけです。ですから、これも教育委員会独自では判断できない問題だというふうに思いますので、市長部局の方でも、この適用範囲をもう少し広げていただくというような考え方に立っていただけないかどうかということであります。

その答弁は、今回の質問では市長の方に通告をしておりませんので、求めることはできないと思いますけれども、ぜひお考えをいただきたいというふうに思っているところです。

以上、第2問といたしますけれども、公民館の今後のあり方の見直しについてのお考えというものがありましたらお聞かせをいただきたいと思います。

髙橋勝文議長 渡邉教育委員長。

渡邉滿夫教育委員長 議員おっしゃられるとおり、私ども教育界だけでの問題でないというふうなことで、特に3番目の公民館のあり方といいますか、その辺のことについて私の方からお答えを申しあげたいというふうに思います。

1問に対する答弁の中でも私どもの考え方を示したところでありますけれども、まずは現状での東部地区公民館をいかによくしていくかということについての努力を進めたいと。ただ、いろいろな問題点、それから状況の変化等がございますので、その辺の運営面、管理面、あるいはあり方について教育委員会において十分に検討・協議してまいりたいということをお答えしたわけですけれども、どのスタンスに立って協議するのかというような方向性を持ち合わせるというまでには、現在時点では持ち合わせていないというのが正直なところでございます。いずれにせよ、検討させていただきたいというふうに思います。

髙橋勝文議長 佐藤議員。

佐藤暘子議員 これで私の質問は終わらせていただきますけれども、やはり今、情報が非常にはんらんしておりまして、金さえあれば何でも手に入るような社会なんですけれども、今新聞報道などでもにぎわしておりますように、100歳以上の方の行方不明者、高齢者がわかっているだけでも350人もいるというような大変今まで考えられないような事態が起こっている社会であります。そういう人間社会の希薄さ、孤立化というものが顕著になっていると思いますけれども、やっぱり地域社会のあり方が今、大きく問われているんではないかなというふうに思っているところです。

そういうことから、社会教育の目指すことを遂行していくということが今、非常に大切になっているのではないかというふうに思います。公民館という仕事が非常に大事になっていると思いますけれども、やはり地域に根を張った公民館活動を重視して充実させていただくことをお願いを申しあげまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

石山 忠議員の質問

髙橋勝文議長 通告番号8番について、3番石山 忠議員。

〔3番 石山 忠議員 登壇〕

石山 忠議員 連日厳しい暑さが続き、山形においても年間の真夏日日数が記録を更新するなど、「暑い暑い」があいさつになるような毎日で、稲刈りも前倒しの実施の指令が出るなどのほか、実りの秋を迎える農作物への影響も危惧され、農業以外の経済活動についてもこれまでとの違いに戸惑う場面が多く見られていますが、国政の場においてもヒートアップしている様子が見られ、この暑さはいつまで続くのか、早く過ごしやすい日常が来ることを願っています。

私は、新政クラブの一員として、寒河江市の現状と将来に期待と関心を持つ市民とともに質問を させていただきます。

通告番号8番、平成21年度の決算を踏まえて、景気の先行きが不透明な中での健全財政を堅持し、 市民福祉の向上のため、これまでの経過を踏まえ、今後どのような対応策を確立していかれるのか、 財政計画を中心にお伺いいたします。

佐藤市長は平成20年12月に初当選なされ、優しく温かい市民の心を大切に、子どもからお年寄りまで明るく元気に、そして安心して暮らせる確かな未来づくりのため、「みんなの力で寒河江の未来を創ろう」をテーマに掲げ、少子高齢化対策として就学前の乳幼児医療費の無料化、高齢者の生きがい対策の実施などの施策を初めとして、平成21年度の市政運営における基本理念について、子どもからお年寄りまでみんなが安心して暮らせる「安心のまち寒河江」を育てること、産業のさらなる活性化とにぎわいの創造による「元気なまち寒河江」をつくること、市民一人ひとりが心広くたくましく輝くまちづくりのため「豊かな心の寒河江」をつくること、西村山地域や仙台圏など、他の地域との交流連携を強化し、「大きな未来都市寒河江」をつくること、市民参加のわかりやすい市政を推進し、「新しい風の吹く寒河江」をはぐくむことの五つの目標に沿った施策の大要を示し、財政運営については、財政調整基金繰入金の大幅な減額を行うとともに、地方債の残高を減少させるなど、財政健全化への道筋をつけた予算として、経常経費のより一層の縮減を進めるとともに市税等の収納確保を図り、景気・雇用対策や市民生活に必要な予算を確保しながら、寒河江の未来をつくる諸施策の実現に向けた予算として、平成21年度予算を提案され、執行されてまいりました。

その成果として、平成21年度寒河江市歳入歳出決算が示されましたので、この決算を踏まえてお 伺いいたします。

まず、自主財源では、市税のうち市民税は厳しい経済情勢等による企業収益の悪化から、法人市民税が32.6%の大幅減になり、個人市民税と合わせた市民税全体でも7.4%の減となりました。また、固定資産税については、評価がえにより家屋で4.1%の減。また、企業の設備投資の低迷から償却資産が4.8%の減となり、固定資産税全体で3.2%の減、市税全体で4.8%の減となっており、税収の減収に歯どめがかかっていない状況にあります。

一般市税の収納状況では、現年度課税分で長井市に次いで県内13市のうち第2位の98.17%。滞納繰越分と合わせた全体では93.3%と13市中第1位となっています。このことは市を挙げて収納対

策を立て、業務に取り組んでこられた結果として喜びたいと思いますし、敬意を表したいと思いますが、国民健康保険税の収納状況では、滞繰分での努力は認められるものの、現年度分及び国保税 全体で若干の減少が見られ、このことは不納欠損額の増加にもつながっていると思います。

さらに、分担金及び負担金の保育所運営費負担金、保育料においても不納欠損額がふえてきており、世界的な不況が国内・県内にも大きく影響し、市民生活を直撃していることなど、多くの原因はあるとは思いますが、市政運営に欠かせない貴重な財源でありますので、これまでの取り組みの検証とともに、課題の認識、今後の対策について市長のお考えをお伺いいたします。

次に、財政分析比率等についてお伺いいたします。

まず、財政力指数について、平成21年度は0.546で昨年比0.01ポイント低くなっています。これは、5年間の推移の中で平成19年度と同じ水準となりました。事業に伴う財政内容の違いもあり、一様に比較することはできないとは思いますが、この数値の認識と現状及び指数改善のため、今後の特徴的な取り組みやお考えがあればお示しいただきたいと存じます。

経常収支比率については、昨年度比2.8ポイント改善の96.8%となりました。平成19年度にピークであった市債償還金と市立病院事業への繰り出し基準額が減少したこと、臨時財政対策債が増加したことなどを主な要因としていますが、まだまだ財政構造の弾力化が図られたとは言えません。このことについても現状認識と今後の取り組みについてお伺いいたします。

続いて、実質公債費比率についてお伺いします。

公債費比率は、過去5年の中で平成19年度をピークに低くなり、実質公債費比率についても平成18年度の23.3%から18%、平成21年度単年度の実質公債費比率では16.4%と大きく改善されました。このことは、繰り上げ償還や適債事業の厳選などに取り組んできた効果のあらわれとしています。しかし、まだまだ良好な段階とは言えない状況で、今後も厳しい財政運営が求められると思いますので、実質公債費比率について今後の見通し、事業展開の基本的な考え方と対策についてお伺いいたします。

健全な財政運営を図るには、まだまだ厳しい財政運営を進めなければならないと思います。平成21年度の決算を踏まえ、投資効果や市民生活への効果の検証とともに、五つの市政の目標に照らし、これまでの取り組みを振り返り、今後の財政運営の考え方、財政計画についてお伺いし第1問といたします。

髙橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 おはようございます。

石山議員から平成21年度の決算を踏まえての税財政に関する御質問をいただきましたので、順次 お答えを申しあげたいというふうに思います。

初めに、市税等の収納に係る取り組みについてお答えをしたいと思います。

市税等の収納率の向上につきましては、税源の安定確保はもちろんでありますけれども、税務行政に対する信頼性・公平性などの観点からも極めて重要な課題であるというふうに認識しているところであります。

また、市民の皆さんにとっても納税しやすい環境づくりに一層努めていかなければならないというふうに考えているところであります。市といたしましては現在、収納対策として次の三つの点に 重点を置いて実施しているところであります。

一つは、納税相談の充実ということであります。 5 月、10月、12月、3 月の年4回、日曜日を含めた1週間を特別納税相談日と定めまして、平日は午後の7 時まで、休日は午前9時から午後4時まで実施しているところであります。また、毎週月曜日には、納税窓口の延長というものを実施して、大変好評を博しているというふうに伺っております。さらに、納税相談を受けた後の対応も重要でありますので、完納でありますとか、分納などの判断をしていく上で、継続して納付督励などを行いながら生活状況や担税力の調査を行うなど、案件の課題解決に努めているところであります。

二つ目は、滞納整理の促進を図ることであります。滞納整理においては、執行停止の的確な運用とあわせて悪質な滞納者に対しては毅然とした姿勢で臨むなど、一連の業務を推進しているところであります。

三つ目は、訪問徴収から自主納付への切りかえということであります。滞納者の方、あるいは分割納税者の方などに対しまして、これまで実施してまいりました自宅への訪問徴収方法を見直しをして、みずから来庁していただいて、相談していただいて、生活状況や収納状況に合わせた納税を促していくことなど、対話によって納税意識の高揚を図り、自主納付を推進していこうという考えであります。また、口座振替の奨励なども行うとともに、特別徴収事務所の拡大などにも努めてまいっているところであります。

今後ともこの三つの重点的な取り組みを柱として、納税しやすい環境づくりと収納率向上に努めていきたいというふうに考えているところであります。

不納欠損についての御指摘もありましたが、不納欠損については、破産などにより即時消滅したもの、さらには滞納処分の執行停止後3年経過による納税義務の消滅、地方税法上の5年の時効消滅について不納欠損として処理しているわけであります。不納欠損に至るまでには督促状の発送やら、納税相談やら、さらには実態調査などの手続を経て実施しているところであります。実態調査の結果、収納できないと判断される場合には、滞納処分の執行停止をしているところであります。

また、ただ単に5年の時効完成により不納欠損とするということは、税の公平性の観点からも問題があるというふうに認識しておりますので、市税の滞納額承認、さらには差し押さえ処分を行うなど、税の債権額の確保にも努めているところであります。今後とも滞納者の皆さんの実態調査を

積極的に実施をして、税の公平性が損なわれることがないよう努め、税収の確保に努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

続いて、財政の健全化を示す財政指標についてお答えを申しあげたいと思います。

初めに、財政力指数についての現状認識と指数改善のための取り組みについてでございますが、 財政力指数と申しますのは、御案内のとおり地方公共団体の財政基盤の強弱を示す指標であります。 標準的な行政活動に必要な市税などの一般財源をどれだけ自力で調達できるかをあらわすものであ ります。計算方法としては、普通交付税の算定基礎となる収入額を需要額で除して得た数字の3カ 年平均値であらわしているものであります。この数値が1.0に近いほど財政力が強いと言われるわ けであります。1.0を超えますると、普通交付税の不交付団体というふうになるわけであります。

寒河江市の21年度の財政力指数は御案内のとおり0.546であります。20年度の0.556に比べまして、0.01ポイント低くなったわけでありますけれども、これは21年度の市税などの収入額が景気低迷の影響などから大きく減額となったために数字が低下したというものであります。

これは、寒河江市に限ったことではなく、全国の市町村においてもその傾向があらわれております。22年度においても、この収入額の減額が予想されますことから、数値も低下するのではないかと見込んでいるところであります。

この財政力指数を引き上げるためには、市税の収入の増額というものを図ることが第一義的に必要でありますけれども、そのためには先ほど申しあげました収納対策はもちろんでありますけれども、経済の活性化、景気浮揚対策というものをさらに一層実施していく、そして中央工業団地への企業誘致活動を積極的に推進していくなどの税源の関与の強化策を講じて、市税収入の増額に努めていく必要があるというふうに考えているところであります。

次に、経常収支比率についてお尋ねがありました。経常収支比率については、人件費や社会保障費、公債費などの経常的経費に対して市税や普通交付税などがどの程度充当されたかを示すもので、財政構造の弾力性を示す指標であります。平成21年度の経常収支比率は寒河江市96.8%ということであります。前年度に比べ2.8ポイント低下し、改善したところであります。この要因については、先ほど石山議員御指摘のとおり、収入面におきましては、景気低迷の影響などから市民税が大幅に減収になりましたけれども、普通交付税が2億4,000万円、臨時財政対策債が約2億円増加をして、収入全体として約2億円の増加がございます。

一方、歳出の経常的経費について見ますと、社会保障費や維持補修費が増加したものの、公的資金の借りかえ、さらには20年度に実施した銀行等引受債の繰り上げ償還による公債費が約1億4,000万円減少し、経常的な指数全体では約8,000万円減少したことによって、比率が2.8ポイント改善したというふうになっております。確かに、この96.8%という数字は改善はしたものの、一般的にはまだ高い比率であります。引き続きこれを引き下げていく方策を講じていかなければならないというふうに考えているところであります。

歳出面におきましては、行財政改革を引き続き積極的に推進していく、人件費や物件費などの縮減を図り、さらにはプライマリーバランスを考慮した起債借り入れ、そして先ほど申しあげましたけれども、21年度にも実施をした高利率の銀行等引受債の繰り上げ償還による公債費の削減というものを図っていかなければなりません。それ以外の経費についても、全体として最小の経費で最大の効果を上げるという基本的な考え方に基づいて、経常的経費の縮減に努めていかなければなりま

せん。

また、歳入面におきましても、先ほども申しあげましたけれども、このような景気情勢からいきますと、市税等の伸びというものは期待できない、あるいはまた逆にマイナスになるということも予想されます。そうした中で、先ほど申しあげましたけれども、企業誘致、さらには収納対策の強化というもので税収の確保にも努めていかなければなりませんし、適切な受益者負担に基づく使用料、手数料、また負担金などの収入確保にも努力していかなければならないというふうに今、考えているところであります。

次に、実質公債費比率についてのお尋ねがございました。この実質公債費比率というのは、平成18年度から地方債の発行が許可制度から協議制度に移行したことに伴って導入された新しい指標であります。当該団体の標準的な財政規模に占める公債費などの割合を示すものであります。この実質公債費比率は、地方税や市税や普通交付税のように、毎年度経常的に収入される使途が特定されていない財源のうちから、実質的に公債費相当額、つまり普通会計の公債費、公営企業債に対する繰出金、一部事務組合の公債費に対する負担金などをあわせた実質的な公債費相当額に充当された割合を示すというものであります。3カ年の平均値であります。21年度の実質公債費比率は18.0%ということでありますが、20年度より1.0ポイント低下しているわけであります。21年度単年度では16.4%ということで、これも20年度の単年度より2.0%低下しているということであります。

これは、先ほど石山議員も御指摘でありましたけれども、市債の発行をこれまで抑制してきたこと、さらには公的資金の借りかえや銀行等引き受け債の繰り上げ償還によって公債費に充当した一般財源が大幅に減額となったことによるものであります。平成22年度においては、17%台になるものと見込んでいるところでありますが、この18.0%を下回るということはどういうことかと申しますと、地方債発行の許可を要しない協議団体に移行するということでありますので、財政の健全化努力の一つの結果であるというふうに認識しております。今後はより一層市民の暮らしに直結する足元のさまざまな課題にも対応することが可能になるというふうに認識しているところであります。

財政運営の要諦は、「入るを計りて出ずるを制する」ということがよく言われるわけであります。 身の丈に合った財政運営が肝要であります。御指摘の経常収支比率や実質公債費比率などの財政指標は、財政を運営していく上で大変重要な指標でありますので、今後ともその推移に十分留意をしながら、より一層健全化に向けた財政運営を着実に進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

髙橋勝文議長 石山議員。

石山 忠議員 詳しく御答弁をいただきましてありがとうございました。

収納の問題をまず最初に取り上げて、財政力指数等お伺いしましたけれども、あくまでもやっぱり自主財源の確保というのが基本になっていますので、このポイントを押さえつつ、それらの弾力的な財政運営ができるように努力をしてほしいということで、これまでも財政に対する市長初め職員の皆様方の努力や、あるいは理解、意識の高揚、そういったものが図られてきたのではないかなというふうに感謝をしているところですが、なお一層これらについても、先ほど市長が述べられました、例えば収納対策の三つの目標を含めて、ぜひお進めをいただきたい。

特に、今回の収入未済額で主なものを見ますと、市税で3億3,280万4,000円、国保税で3億1,627万9,000円、こういうふうになっています。これらの対策についてもやはり相当な努力をしていかなきゃいけないのかなというふうな感じをしています。

特に、こういう経済情勢ですので、課税する部分と収納する部分というのは同じ人なんですが、 立場が変わると相当反応も変わってくるということがありますので、ぜひお願いしたいと思います。 そんな中でも、特に現年度分の対策というものも相当力こぶを入れていきませんと、性格的にはす ぐ滞繰分にかわってくるわけですので、そういう方策というのもひとつ大事かなというふうに思っ ています。特にあと大きいのは法人税の減額は相当大きいわけで、寒河江市一団体だけで取り組め るものではないと思いますけれども、困ったものだなというふうに思っていますが、より安定した 国政運営ができるように望んでいきたいなというふうに思っています。

寒河江市の分析を見ますと、市民税と固定資産税を見た場合に、固定資産税というのはやっぱり持ち続けるための財産を保有するための会費的な要素があります。ただ、市民税の部分については、働いて収益を上げた部分に対しての課税ですので、元気なまちづくりのためには固定資産税よりも市民税と、個人市民税と法人市民税等の収益の増大を図るということが大変大きなものだと思いますので、これらに関連しても、工業団地の企業誘致や、あるいは雇用創出等、市長が努力されています対策等についてもこれまで以上に進めていただきたい。これが財政力指数、経常収支比率、あるいはそういった数値についても直にもろに影響してくると思いますので、その辺を、今御答弁いただいた内容を市民に十分に理解を求めつつお進めいただきたいなというふうに思っています。

一般会計を主にして質問させていただいておりますけれども、特にリーマン・ショックから今月で2年になります。出口の見えない低迷した経済状況が続いていますし、さらに今日本において円相場が対ドル、対ユーロで急伸したことを受けて、日経平均株価が大きく値を下げて動いています。 先ほど申しあげたように、法人税、法人市民税についての影響もこれから出てくるのかなというふうに思います。

株価下落の直接の原因がアメリカとかヨーロッパ経済の減速懸念が高まるなど、日本が主な原因ではないというふうに言われていますけれども、株価下落と円高というのは、国内経済の牽引役である輸出企業の採算悪化を招いておりまして、企業業績の悪化は雇用不安にもつながり、株価の下落は企業や消費者の心理を冷え込ませ、家計にも大きな影響があり中小企業を中心とした地域経済を圧迫する極めて深刻な状況と認識しているというのは先ほど申しあげたとおりです。

また、総務省が8月に発表した労働力調査によりますと、7月の完全失業率が5.2%で、5カ月

連続で5%を超える高どまりになっていると。それから、県内のアンケート調査で、失業して1年以上の人が昨年の2倍超だとの結果が出ていますし、新卒者の就職率も低迷をして、「超氷河期時代」というまで言われています。さらに、7月の全国消費者物価指数は価格変動の大きい生鮮食料品を除く総合指数が前年同月比1.1%下落し、17カ月連続のマイナスとなっていることが報道されていました。

ことしの生産者米価も1万円を割り込みそうな情勢で、厚生労働省が今月1日、所得再配分調査を発表しましたが、所得の格差を示す「ジニ係数」というのがあるんだそうですけれども、これは世帯の所得額と世帯数を用いて所得が完全に平等な状況と比べてどのぐらい偏っているかを算出したもので、全世帯の所得が完全に平等ならばゼロ、1世帯が全体の所得を独占して、ほかの世帯の所得がないとした場合に1となる計算で、格差が大きいほど1に近づくんだというような数値だそうです。これも0.5138と過去最大になったというふうに報道されていました。

このように、厳しい経済状況の中でありますけれども、当市だけがこの状況を避けて通ることはできないということは、さきにも申し述べました。どんな厳しい状況にあっても、市政の停滞は許されないという厳しいものであるということも、またこれも言うまでもないことです。

そんなことを踏まえて、市長は、第5次振興計画の中間見直しを進め、積極的な寒河江の未来づくりに取り組まれると思いますけれども、当面、平成21年度の決算状況を十分精査するとともに、現年度の種々の状況も踏まえ、これから23年度予算編成に取り組まれることと思います。

そこで、平成23年度予算に当たる基本的な考えがあればお伺いし、第2問とさせていただきます。 髙橋勝文議長 この際、暫時休憩といたします。

再開は午前11時05分といたします。

休憩 午前10時51分

再 開 午前11時05分

髙橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。佐藤市長。

佐藤洋樹市長 石山議員から23年度の予算編成についての基本的な考え方という御質問をいただきました。現実的にはこれからということになろうかと思いますけれども、まず予算編成に当たっての財政見通しというものをどういうふうにとらえているかということになりますと、先ほど来、話がございましたように、大変景気状況が低迷しているということで、歳入面でもなかなか税収というものが見通しが立たないわけであります。

一方、交付税については、21年、22年という形で増額の交付税があったわけでありますけれども、国の概算要求の状況を見ますと、昨年同額ということであります。国の動向がどう変わっていくかこれからその見通しを見きわめた上で行かなければならないということで、不確定でありますので、なかなか歳入面での希望というは厳しいんではないかというふうに思います。

一方、歳出面においても、公債費は暫減している状況にありますけれども、一方社会保障費等は 増嵩していくということで、歳入歳出両面から見ても財政見通しとしては23年度においてもさらに やはり厳しい状況が続くのではないかというふうに思いますし、先ほど来、話がありますさまざま な財政指標のより一層の改善というものに努めていかなければならないという状況の中で、23年度 の予算編成にこれから取り組んでいかなければならないということであります。

具体的にどういう施策を打ち出していくかということになるわけでありますけれども、石山議員からもありましたけれども、今検討を進めております第5次振興計画の見直し、その計画の内容に沿った施策展開というものを進めていくというのがあろうかと思います。ハード・ソフト両面にわたって、できるものから順次取り組んでいくという姿勢があるわけであります。

一方、やっぱり経済状況は大変厳しいわけでありますので、景気雇用対策というものも進めていかなければなりませんし、少子化問題、それから高齢者の福祉の充実という面でも、やはり充実した施策を展開していきたいというふうに思います。さらには、元気な寒河江をつくっていくためのさまざまな事業展開、ことしも実施しておりますけれども、さらにそれを継続、充実していかなければならないというふうに思います。

振興計画の中でも考え方を申しあげましたけれども、そうした中において、市民が主体的にまちづくりを進めていけるような、そういう活動というものを助長するような市としての支援というものをやはり充実をしていきたいというふうに思っているところであります。実際はこれから予算編成にかかるわけでありますので、これ以上具体的な内容というものは控えたいと思いますけれども、いずれにしても、財政の健全化というものを一つの柱としてさまざまな市民生活の充実発展のために財政出動というものを考えながら、充実した予算編成に取り組んでいきたいというふうに考えているところであります。

髙橋勝文議長 石山議員。

石山 忠議員 どうもありがとうございました。

歳入の分につきましては、やっぱり寒河江市といっても、世界経済の動きに吸収されているということで、なかなか単独では難しいということがありますが、先ほど第2問でも申しあげましたように、現実的に現年度の収入未済額が市民税、国保税合わせて約6億5,000万円あります。これらについては大変大きな財源ですので、これらについての新たな取り組みといいますが、力こぶを入れる取り組み等を考えられればいいのかなと思います。もし、考え方があればお示しをいただきたいと思います。

特にあと気になったのは、使用料負担金、特に保育料等について収入未済額が出てきているというのが特徴的な現象だと思います。これらについても大きな対策のもとになるのかなというふうに思っています。

国においても23年度の概算要求等が示されていましたが、一律10%マイナスシーリングというような、一律シーリングという部分でいきますと、先ほど市長からも話が出ました社会保障費等については増額していくんだと、努力する場面があってもマイナスシーリング、あるいは実施しなきゃいけない部分についてもマイナスシーリング、それでいいのかなというような考え方がありましたので、基本的な考え方としてそういう数字的なものも触れられるのかなということで御質問をさせていただいたところでした。

23年度予算を組むに当たっては、実施計画を組まれて、それもまたお示しいただくことになろうかと思いますけれども、中でも財政計画については実施計画と同様に3カ年のローリングで示されるわけですけれども、特に指標等を先ほどお伺いした最大の目的の一つに、これも長いスパン、例えば5年とか、それらのスパンでできるだけ先行きを見通した財政計画等をお示しいただくことができないのかなという気持ちがありました。これらについてのお考えがあればと思います。

市民主体のまちづくりということで、行政支援をしていこうという市長の御答弁でございましたけれども、今からの行政運営は市民とともにというのが当然でありまして、これまでも私どもの方でも何回か御質問の中で触れさせていただきましたけれども、キーワードとしては「協働と支援」ということが大きな柱に、考え方の基礎になるのかなと理解をしています。そんなことを含めて、先ほど申しあげた貴重な財源の新たな取り組み等を考えられるのかどうか、それから実施計画等で示される財政計画について、それ以外にちょっと長いスパンの財政計画等をお示しいただくことができるのかどうか、それら二つを第3問として御質問をし、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

髙橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 2点ということでお答えを申しあげたいと思いますが、収入未済額、特に保育料等の未済額等について対策を講じるべきではないかということであります。先ほど来申しあげましたとおり、収入面を確保していくということは大変重要な、財政運営上も必要でありますし、我々としては税の公平性という観点からもそういうことについては、やはりこれまでもさまざまな努力をしてきたわけでありますけれども、なかなか実態としてその解決の道筋が見えてこないということであります。いろいろな他の自治体の例、あるいは県の対応などもありますので、そこら辺は十分研究をして、さらにそういう未済額のできるだけ解消に向けた取り組みというものを進めていきたいというふうに考えているところであります。

それから、財政計画についてのより長期スパンでの見通しを示せないのかということでありますけれども、御案内のとおり、来年の予算に向けての財政見通しですら現時点ではっきり申しあげられないというのが実態でありますので、きちっとした計画というものをつくるということになれば、その計画の数字なり、姿勢というものを貫いていかなければならないということになるわけでありますので、ただ国の状況、県の状況、あるいは社会状況の変化というものに、例えば5年なりというものが、そういう計画の内容が耐えられるかどうかということになると非常に我々としてはまだ確信が持てないというところがあります。ただ、ある一定の条件のもとにこういう条件であれば、見通しは立てられておりますし、これまでもいろいろな内部の試算というものをしているわけでありますので、そういう限定的なある一定の条件に基づいた指標、見通しということであれば、お示しをできると思いますので、そこら辺は我々としても議員の皆さん、あるいは市民の皆さんにお示しをしていくというのもやっぱり責任があろうかというふうに思いますので、それは研究した上でまた議員の皆さんと御相談をさせていただいていきたいというふうに思っているところであります。

那須 稔議員の質問

髙橋勝文議長 通告番号9番について、17番那須 稔議員。

〔17番 那須 稔議員 登壇〕

那須 稔議員 私は、新清・公明クラブの一員として、通告してある件に関心を持っている市民を 代表し質問をさせていただきますので、市長の御所見をお伺いいたします。

通告番号9番、福祉行政についてお伺いします。特に介護などへの取り組みについて質問をさせていただきます。

我が国は今、どこの国も経験したことのない超少子高齢社会へと突き進んでいます。人口に占める65歳以上の割合は、全国平均で22%を超え、15年後の2025年には高齢化率のピークを迎え、全国平均で30%に達すると予測されています。

本市においても、団塊の世代が定年退職を迎えるなど、高齢者層のますますの増加に伴い、2010年4月現在での高齢化率が26.1%となり、4人に1人が高齢者となる高齢社会を迎えています。

平成12年4月にスタートした社会全体で高齢者介護を支える仕組みとしての介護保険制度が昨年で10年目の節目を迎えました。今後、超少子高齢社会を迎える中で、老後の安心を支える介護基盤の整備をどう実現するのか課題が山積みしていると思います。

本市においては、平成21年度から第4期介護保険事業計画がスタートしました。計画では生涯を通じた健康づくりや、介護予防を積極的に推進し、高齢者の地域における生きがいづくり、社会参加に加えて支援を図ることを目的に今後の高齢者介護の基本的な方向が示されました。しかしながら、高齢化率は毎年上昇しており、本市においても平成15年の23.8%から見て、2.3ポイントも上昇しています。

公明党では昨年11月に全国で介護総点検運動を実施しました。本市においても、市内介護施設、要介護者、家族、介護事業者、介護従事者の方々などから聞き取り調査を行いました。その結果、さまざまな課題が浮き彫りになってまいりました。それらの介護総点検の結果を踏まえながら、以下の質問をさせていただきます。

初めに、介護施設の整備についてお伺いします。

本市の第4期介護保険事業計画策定に当たって実施した在宅の要支援・要介護認定者の調査では、今後希望する介護を受けたい場所の設問では、「介護サービスを利用して自宅で暮らしたい」が40.1%。「家族の介護を受けながら自宅で暮らす」が25.8%であり、「特別養護老人ホームなどの介護施設で介護を受けたい」とする人が12.5%という数値を示しています。総点検の調査の結果からは、自宅が43.3%、入所系の介護施設が48.1%との結果が出ております。市で行ったアンケートからは低い数字が示されていましたが、しかしながらこの介護施設の需要は今後の高齢化の進展を考えればますますふえることが予想されます。

そこで、お伺いします。

一つ目は、介護保険事業計画の中で、特別養護老人ホームなど、介護老人福祉施設の整備について一定の方針が明らかにされましたが、整備方針の具体的な取り組みについて改めてお伺いします。また、これらの整備によって、施設入所待機者はどの程度解消されるとお考えなのか、現状を含め

お伺いいたします。

二つには、特別養護老人ホームの居室形態については、これまで入所者へのプライバシーに配慮したユニット型個室へと転換が図られてきていると思います。しかしながら、利用者の中には、利用料の負担が少ない多床室の要望の声が聞かれます。これらについては、利用料の負担の観点から、介護施設の整備の上で今後、配慮すべき点であると思いますが、このことについての見解と取り組みをお伺いします。

次に、介護認定と介護サービス提供までの事務処理などの簡素化についてお伺いします。

総点検の結果から、介護認定のあり方について、利用者や事業者から寄せられた意見で多かったのは、「認定審査に時間がかかる」が6割を超え、「認定結果が低い」、「認定審査員や訪問調査員の負担が大きい」が続いております。現在、介護保険サービスを利用するためには、市に要介護・要支援の申請をし、認定を受けた後、要介護と認定された方については、ケアマネジャーの事業所と契約をし、介護サービスを決定するための担当者会議を経て、ケアプランを作成され、そのプランに基づき介護サービスを提供する事業者とさらに契約する必要があります。利用者からは、介護保険手続などの煩雑な事務処理について、「法で定められた手続とはいえ、もっと簡素化できないものか」との意見がありました。

そこで、お伺いします。

一つには、介護保険申請から認定までの期間が長いため、早急にサービスを利用したい方が困っている現状があります。申請から30日以内という決まりがありますが、本市においては調査、認定までにどのくらい時間がかかっているのか。また、その時間短縮のためにどのような手だてを講じているのかお伺いします。

二つ目には、法の精神から言うと、申請の時点からサービスを受けられることになっていますが、介護保険申請者で認定前に介護サービスを受けている状況はどうなっているのか。また、市としてケアマネジャーによる聞き取り調査による仮認定、その後の認定ができるまでのサービスの提供についてどのように考えているのかお伺いします。

三つ目には、介護サービスまでの事務が煩雑で、時間がかかり過ぎるという指摘があります。事務を簡素化してスピーディーにし、早目に使える制度に改善すべきであると思いますが、実態と改善に向けた取り組みについてお考えをお伺いします。

次に、小規模多機能型居宅介護施設についてお伺いします。

総点検の結果から、今後充実していきたいサービスでは、小規模多機能型居宅介護が4割を超え、 地域密着型サービスに力を入れていきたいと答えた自治体が多くありました。特に小規模多機能型 居宅介護施設は、地域における介護関係の一つの拠点として、デイサービスを中心に要介護者の状態や希望に応じて訪問介護やショートステイを組み合わせて提供するサービスです。身近な地域の 中でさまざまなサービスを受けることができます。本市においては現在、市内に平成19年6月に開 設した一施設があります。

そこで、お伺いします。

高齢者の方が地域で暮らせる環境を拡大するために、身近な地域の中でさまざまな介護サービスを受けることができる小規模多機能型居宅介護の設置促進が望まれています。そして今、地域密着型サービスを充実させ、365日24時間の在宅サービスが求められております。そのための拠点整備

として、小規模多機能型居宅介護施設の整備が急務だと考えますが、それらの施設の現状と課題、 そして今後の取り組みについて考えをお伺いします。

次に、居宅介護の環境整備についてお伺いします。

本市の第4期介護保険事業計画策定に当たって実施した在宅要支援・要介護者認定者の調査では、今後希望する介護を受けたい場所として、「自宅で介護を希望する」が65%を占めています。さらに、公明党の調査の結果からは、自宅で介護を受けている人のうち、困っていることは、「介護する家族の身体的・精神的・経済的等の負担が大きい」が35.8%を占め、最も多く、また「本人や家族のぐあいが悪くなったときに一時入所できる施設がない」など18.8%を占めています。

そこで、お伺いします。

一つには、在宅介護を行う上で、家族介護の身体的・精神的負担の軽減を考えた場合、一時的に 入所できるショートステイの確保が必要とされます。特別養護老人ホームなどにおけるショートス テイ床数の確保についての考えをお伺いします。

二つには、要介護者でも生活できるシルバーハウジング等の高齢者向け公営住宅の拡大が求められています。ことしの2月、公明党では県内の公営住宅総点検を行いました。当市の市営住宅においても課題が浮き彫りになりました。本市の市営住宅における高齢者へ配慮した取り組みとして、現在の公営住宅等整備基準では該当しない、それ以前に建てられた市営住宅へのエレベーターなどの設置とあわせてバリアフリー住宅の整備について、現状と今後の取り組みについてお考えをお伺いします。

次に、レスパイトケア事業の充実についてお伺いします。

今回の介護総点検では、高齢者が介護を受けている場所は7割強が自宅でありました。潜在的には、病院や介護施設よりも住みなれた我が家で介護を受け続けたいと願っている高齢者が多くいます。しかしながら、さまざまな事情による施設に入る高齢者の実態や、介護する家族が精神的に限界に達してしまい、高齢者への暴力や介護放棄などがふえている現状があります。しかも、介護うつや老老介護も深刻です。家族介護の休暇・休息を提供するレスパイト事業の拡大などの家族にリフレッシュをしてもらうための事業を充実させることが望まれています。本市の家族介護交流激励支援事業などを踏まえ、レスパイトケア事業の拡大に向けてのお考えをお伺いします。

次に、ポイント制度による介護支援ボランティア活動についてお伺いします。

介護保険制度における地域支援事業として、市町村の裁量によって介護支援ボランティア活動を 推進するための事業を行うことが、平成19年5月から可能となりました。これは、東京都稲城市が 高齢者による介護支援ボランティア活動を、介護保険で評価する仕組みを創設したいとの構造改革 特区要望を平成18年に提出したことを契機に、介護保険制度を活用したボランティア活動支援の仕 組みが検討された結果、地域支援事業交付金を活用した取り組みが可能になったものです。

具体的には、介護支援ボランティアの活動実績に応じてポイントを交付、市では介護保険の未納や滞納がないことを確認後、ポイントに応じた金額が指定された金融機関の口座に振り込まれるという流れです。なお、1ポイントは100円、年間5,000円が上限、ポイントは介護保険料や介護サービス利用に充てられることが、実質的な介護保険料負担軽減にもつながります。それだけじゃなく、高齢者が活動を通じて社会参加、地域貢献ができ、自身の健康増進を図ることにもつながるなど、いわゆる介護予防にも役立つという「一石三鳥」になると言われ、大きな成果も上がっております。

本市においても、高齢者の方がボランティア活動への参加意欲が高いのではないかと考えます。 一方で、そのきっかけがない、参加の仕方がわからないという声が聞かれます。そのような方にボランティア活動を促すことができるのではないかと思います。さらに、受け入れ事業所にとっては、 人件費の負担軽減にもつながります。そのようなことから、この制度の導入のメリットは大きいと 考えます。

そこで、お伺いします。

- 一つには、他市での取り組みについて、どのような状況なのかをお伺いします。
- 二つには、本市でもポイント制度による介護支援ボランティア活動の導入を図るべきと考えますが、御所見をお伺いします。

次に、小規模社会福祉施設の安全対策についてお伺いします。

平成18年1月に長崎県大村市の認知症高齢者グループホームで、深夜の火災により入所者7名が亡くなるという惨事が発生しました。これを受けて平成19年6月、消防法施行令が一部改正されました。この改正により、自力で避難することが困難な人が多く入所する小規模社会福祉施設で防火管理者を選任し、施設の実態に応じた消防用設備等を設置することが義務づけられました。防火管理者の選任義務については、改正前の収容人員が30人から、改正後は収容人員が10人以上の入所施設が対象になりました。また、消防用施設等の設置義務については、グループホームなどの対象施設について、自動火災報知設備や火災通報装置などについて、改正により延べ面積に関係なくすべての施設が設置義務対象になりました。また、スプリンクラー施設については、改正前は延べ面積が1,000平米以上が設置義務でありましたが、改正後は約4分の1の275平米以上から設置義務となったものです。この設置義務については、既存施設については経過措置があり、平成24年3月31日までとなっています。この改正は、入所している方々の安全を確保することが目的でありますが、事業者にとっては、財政的負担が大きく設置が進まないことが懸念されていました。そんな中で、介護施設については、国の介護基盤緊急整備等臨時特例基金を活用し、スプリンクラーなどの整備に対し経費が助成されます。

そこで、お伺いします。

一つには、消防法施行令の一部改正によるグループホームや小規模多機能型居宅施設が防火管理者を選任、自動火災報知器設置、火災通報装置や施設の実態に応じたスプリンクラーなどの消防用設備等を設置することが義務づけられました。本市で該当するそれらの施設において、現状はどうなっているのか、これまでの取り組みについてお伺いします。

二つには、まだスプリンクラーなどの消防用設備等が設置されていない事業者がおる場合、設置 を促す取り組みを図るべきと考えますが、どのように取り組まれているのかお伺いします。

以上で第1問目といたします。

髙橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 那須議員から福祉行政、特に介護関係について御質問いただきました。順次お答えを申しあげたいというふうに思います。

まず、介護老人福祉施設等の整備についての御質問でありますけれども、具体的な取り組みとしては、第4期の計画の介護老人福祉施設の増床計画にのっとって、今年度は平成23年度オープンに向けて特別養護老人ホーム長生園20名分と、認知症対応型共同生活介護グループホームあしたば9名分の増床施設整備がそれぞれ進んでいるところであります。

また、23年度には特別養護老人ホームしらいわで30床の整備が計画されて、24年4月オープンを 予定しているところであります。合計59床がふえる見込みとなっております。

施設の入所の待機者の数ということについては、ことし7月末現在、要介護度4、5と認定され、かつ訪問介護や通所介護、短期入所サービス等を利用しながら在宅で待っておられる方々は71名となっております。この増床計画が完了いたしますと、大幅に待機者が解消されるというふうに見込んでいるところであります。

次に、特別養護老人ホームにおける多床室の整備についての御質問でありましたが、現在寒河江市にある特別養護老人ホームは、多床室が40室、個室が70室となっております。合計210名の定員となっております。現在の今期計画中、21年度から23年度までに増床予定の50床については、すべて厚生労働省が推奨しております個室整備というふうになっております。なお、それぞれ居室の種類については、事業者の経営方針によるものが大きいというふうに考えておりますが、市としては、利用者負担軽減の観点から、多床室等の整備について次期の介護保険事業計画、平成24年度からの次期の計画策定にあわせて検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、介護認定の状況についての御質問がありました。介護保険申請から認定までの期間ということでありますが、現在介護保険の新規申請件数は、月平均50件であります。年々増加の傾向にあるというふうになっております。規定では、おおむね申請から30日以内で認定をするということになっているわけでありますが、御案内のとおり、介護認定審査会は西村山郡の合議体で構成されている関係で、寒河江市分の審査会回数について制限もあって、新規申請者のうち約2割の方が30日を超えての認定となる状況も生じているのが現状であります。

期間短縮の取り組みにつきましては、1回の審査件数をふやしていったり、さらには他の自治体分の案件が少ない場合に、寒河江市分の審査案件を取り上げて判定していただくなどの手だてを講じて短縮に努めているところであります。

次に、認定前の介護サービスの状況についてでありますけれども、新規申請者のうち約3割の方が認定前に居宅介護サービス計画作成の依頼を市の方に届け出をして、ケアマネジャーを選定して相談をしておりますので、何らかのサービス提供が図られているというふうに思っております。また、介護保険申請受付の際にも暫定でのサービスが必要と思われる方にも速やかなサービス提供に結びつくよう配慮しているところであります。なお、認定前の利用の際には、そのリスクや制度の説明を十分に行い、利用者が納得をしていただいた場合に、暫定ケアプランのもとでのサービスを提供しているところであります。

次に、介護保険サービスまでの事務の簡素化について御質問がありました。平成16年の厚生労働省通知に基づいて、寒河江市においては、認定の有効期間を延長するなどの措置を講じておりまして、認定審査に係る事務経費の削減等、工夫をしているところであります。しかし、有効期間延長については、御案内のとおり、各保険者間でも取り決めがまちまちであります。そのため、要介護認定事務の簡素化等についての要望を県市長会として採択をして、去る8月下旬に国・県に対して要望書を提出しているところであります。

次に、小規模多機能型居宅介護施設の現状と今後の取り組みについて御質問がございましたが、小規模多機能型居宅介護施設は、先ほど那須議員の御指摘もありましたが、介護が必要になった高齢者の方が今までの人間関係や生活環境をできるだけ維持できるように、デイサービスを中心としてホームヘルプ、ショートステイの三つの形態のサービスが一体となってサービス提供していくものであります。市内には、ケアセンターとこしえ陵南が平成19年6月に開設をして、利用者数は現在、25名となっております。身近な地域の中で顔なじみの介護職員からさまざまなサービスを受け、在宅での生活が継続できる、こうした事業所の設置が望まれているところであります。平成23年度までの現在の事業計画期間中に、さらに1カ所の整備を計画しておりますので、今年度中に公募を進めたいというふうに考えているところであります。

次に、ショートステイのベッド数の確保について御質問がありました。現在、特別養護老人ホーム3カ所に42床、それから小規模多機能型居宅介護施設に8床、計50床、ショートステイのベッドがあるわけでありますが、今年度は特別養護老人ホーム長生園で4床増床される予定であります。23年度は特別養護老人ホームしらいわで10床増床が計画されておりますので、合わせて64床になるというふうな予定であります。

さらに、介護老人保健施設寒河江やすらぎの里

の空き室利用などもあわせまして、一時的な入所希望に対応できるよう協力要請をしていきたいというふうに考えているところであります。

次に、市営住宅へのエレベーター設置についての御質問がありました。現在、寒河江市における市営住宅5団地198戸であります。入所者数は487人で、うち65歳以上の高齢者が38世帯44人、全体の9%となっております。中層型のひがし団地及び高田団地については、国の基準によりますと、エレベーターの設置については義務づけがなっておりませんが、仮にこの両団地にエレベーターを設置するということにいたしますと、それぞれの階段に設置する必要があるというふうになるわけであります。ひがし団地は12基、高田団地は7基、合計19基が必要というふうになるわけでありまして、多額の設置費もかかるということになりますから、今後どういうふうにしていくか、これから研究していかなければならないというふうに考えているところであります。これまで高齢者の皆さんや障害者の皆さんの入所者への対応といたしましては、1階に空き部屋ができた場合に入所者の方の希望によって優先して住みがえできるよう配慮をしてきたところであります。今後ともその方向でまずは対応していくというふうに考えているところであります。

また、バリアフリー住宅の整備については、現在高田団地にバリアフリーに対応した居室がございますが、今後の整備につきましては、1階に空き室ができた段階でバリアフリー化を行うなど、さらに整備をし、安心して快適に暮らせる住環境の整備に一層努めていきたいというふうに考えているところであります。

次に、寒河江市における家族介護者のためのレスパイトケア的なリフレッシュ事業としては、御 案内のとおり、毎年家族介護者交流激励支援事業を開催しているわけであります。市内温泉旅館を 会場にして、日ごろの介護の疲れをいやしていただくとともに、介護者相互の交流と語らいによっ て、心身のリフレッシュ、元気回復を図っていただいているわけでありますが、今年度からこの事業に参加できなかった方にも支援していくために、温泉旅館で利用できる昼食付き入浴券を交付をしていきたいというふうに考えて、充実を図ってまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、ポイント制度による介護支援ボランティア活動のほかの自治体での取り組みということでありますが、県内では唯一天童市において、20年の10月から実施していると伺っております。65歳以上のボランティア団体、個人や受け入れ事業所が市に登録をして、1時間1ポイント100円で年間5,000円を上限に交付金を支給しているようであります。現在、35名の方が登録をしているということであります。

寒河江市の介護支援ボランティア活動については、御案内のとおり、長生園が昭和56年に開設されて以来、施設ボランティアとして多くの市民の皆さん、それから団体の皆さんが活動され、運営に貢献されておられます。現在、市内特養3カ所、老健施設1カ所に46団体、個人が洗濯物の畳み方や施設内外での清掃、入所者の慰問などのボランティア活動が行われているわけであります。受け入れ側の施設からは大変評価されているところであります。

この天童市で実施しておりますポイント制度によるボランティア活動の導入はどうかという御質問でありましたけれども、寒河江市におきますこうした善意でボランティアを行っている方の意思というものを十分尊重することも大切でありますし、また一方で、今後の社会を取り巻く状況を展望いたしますと、さらに多くのボランティアの方の支えというものが必要とされるというふうに認識しております。そうした意味から、今後団塊の世代がふえてまいりますので、ボランティアをしていただく方をふやす手だてとして、こうした制度についても大いに調査研究していく必要があるというふうに認識しているところであります。

最後に、小規模社会福祉施設の消防用設備の現状と取り組みについてお答えを申しあげたいと思います。

本市の認知症対応型グループホーム3施設のうち、スプリンクラーや自動火災報知設備、火災通報設備の設置については、3施設のうち寒河江やすらぎの里には既に設置しておりますが、残り2施設は未整備というふうになっております。しかしながら、この未整備施設については、来年3月までに整備をする予定になっているところであります。また、小規模多機能居宅介護施設、1施設でありますけれども、法令上スプリンクラーの設置義務はないわけでありますが、利用者の安全確保を図るために市としても事業者へ設置を働きかけてまいりたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

髙橋勝文議長 この際、暫時休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時48分

再 開 午後13時00分

髙橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。那須議員。 那須 稔議員 それでは、2問目に入らさせていただきます。

先ほど、多岐にわたる質問に対しまして、市長の方からは丁寧に御答弁いただきまして大変にありがとうございます。

まず一つは、介護施設の整備でありますけれども、市長の方では、現時点では解消しているというような御答弁がありました。

それから、個室から多床型へということについては、次の計画の中に検討したいというような答弁もございました。これは、個室と多床型というのは、介護保険の利用ができない、要するに自己負担がある金額でありますから、当然これは個室の方へ入る方は高いと、多床室の方は安いと、ですから入る方は、介護保険からは利用ができませんので、自己負担ということで、やっぱり非常に入る方にとってはお金がかかるということで、いろいろな声が聞かれておりました。それで、今回こういう形で第5期になるわけでありますけれども、介護保険事業計画、当然4期の際にはアンケート調査をされて、こういうふうな計画を立てられておられます。3期を見ますと、アンケート調査をされないまま計画を立てたというような経過がありますけれども、今24年までのこのプランが進んでおりますので、当然3年間という短い期間でありますから、もう今22年、来年が23年です。ですから、ちょうど中間年といいますか、もう既に中間年をも過ぎている時期でありますから、1年半なりの今までのこの計画に対しての達成度といいますか、そういうものをきちっと検証した上で、この第5期計画の方に進んでいく必要性があるんではないかなと私は思っておりますので、その辺もう既にこの第4期プラン、このプランに対して検証をされているのかどうかその辺お聞きをしたいと思います。

それと、今回第5期になりますけれども、この24年からの5期計画に対して、どういうふうなスタンスで取り組んでいくのか、これは私たち党でも介護事業者、あるいは介護施設、それに介護家族、介護者の方々からいろいろな声を聞かせてもらいました。ですから、こういう形で前回の第4期の計画ですと、1,100名ほどアンケート調査をされておられますけれども、その対象が65歳以上で、要介護・要支援が半分、あとの半分が一般、要するに御老人の方、高齢者ということなんですが、第5期計画をつくる意味では、やっぱり広く事業者等と施設等といろいろな会合を、関係の方々からの声を聞いた上で、きちっと5期計画を策定していく必要性があるんではないかと、私はこのように考えますので、その辺どういうふうに考えているのかお聞かせを願いたいと思います。

それと、介護計画はたしか第2期が5年計画を立てて、当然3年3年ということで、国の決まりで立てているわけなんですけれども、介護保険が定着をしたといいますか、10年たっています。ですから、そろそろ3年というよりももうちょっと長期の中でこの介護計画を見ていく必要性があるのではないかなと私は思っております。ですから、3年といいますと、非常に行き当たりばったりの計画になる可能性が強いということで、もうちょっと広げた、要するにプランの年限を広げた上で取り組む必要性があるのではないかと、私はこのように考えておりますので、その辺どういうふうに考えておられるのかまずはお聞きをしたいと思います。

それと、先ほどのことでありますけれども、介護者の認定、これにつきましては、30日以上超えている方々が2割程度いらっしゃると、そしてまた、認定前でも使っている方々が3割おられると

いうような答弁がございました。これは今のこの介護の実態を見ますと、先ほど申しあげたんです が、非常に事務が煩雑といいますか、いろいろな合議体をしながら検討されて介護度を決定すると なっているんですが、介護される方からしますとやっぱり1日も早く使いたいという気持ちがある ことはいろいろな調査から出ておりますし、私も聞いております。それで、当然これから高齢化も 進展する中で、当然申請する方もふえてくるということで、今時点で2割ですから、これからもっ ともっと30日以上に出ていく可能性、30日からこの枠を外れる方々が出てくるのではないかと、こ のように思いますので、その辺先ほどの答弁ですと、審査会の開催をふやすとか、そういうふうな ことで手当てをしているような話がありましたけれども、見方的には、やっぱり訪問調査員の増員 とか、そういうものを含めながら全体的に時間を短縮するための手当てをしていく必要性があるの ではないかなと。当然、これは国の決まりですから、こうしなければならない、ああしなければな らないと、法律にのってやっているわけですから、非常に難しい点もあることは事実なんですが、 その辺の実態を調査をしていく必要性があるのではないかなと。そしてまた、介護サービスまでの 認定が終わって、当然介護審査委員会で判定が出まして、その後市の方で認定をするわけなんです が、要介護と認定がされた方々は当然今度はケアマネジャーが所属する事業所と契約をしていく。 ケアマネジャーが所属する事業所の方では、今度は個々的な方々に対して関係者を集めて会議を開 きます。その会議を開いてケアプランを決定するのですが、その際にも非常に何回となく契約をし たり、会合を開いたり、いろいろな事務的な煩雑の中で最終的にサービスが受けられるということ で、非常にサービスを受けられる方からしますと、「認定出たのに、なかなか早く使えないよ」と いうような声もありますので、その辺についても、事業者としての実態、ですから要するにプラン 策定の会議の日程、これを若干早めれば、当然全体的なサービスの提供も早まると思いますので、 その辺の事業者としての努力することもありますので、その辺に対して実態調査をされているのか どうか、今後どういうふうに考えているのか、その辺お聞きをしたいと思います。

先ほど市長の方からは、国に対してこの制度の簡素化に向けてということで、市長会として取り 決めをして国に要望しているということがありました。ぜひともこれが実現するように市長からも 再度、働きかけをお願いしたいと思っているところです。

それから、先ほどの小規模多機能のことでありますけれども、小規模多機能は寒河江市内には1カ所あります。私も実際現場に行って見てまいりました。先ほどあった25名という方で、デイサービス、あるいはショートステイを使いながら生活をされているといいますか、その中で、これから365日24時間を介護をしていくためには、ぜひとも必要な施設だなということを感じてまいりました。ですからやっぱり、寒河江市内で1カ所というのは非常に少ないので、これからふやしていく方向、市長も先ほど答弁されておりましたけれども、私も同感で、これは必要な部分ではないかなと、このように思っておりますし、ただこれを見ますと、今の介護多機能居宅施設につきましては、若干の規制緩和といいますか、なっているんですけれども、人数的に25名ということで制限があると、いろいろなことに制限があるためにそれ以上なかなか取り込めない。またショートステイなども当然上限がありますから、それ以上取り込めないということで、それだけの数で決まってしまっているということがありますので、その辺はやっぱりぜひともこの居宅施設をふやすということが大きな市民にとってはメリットにつながっていくのではないかなということを、私も施設を見ながら感じてきたところでありました。

ですから、これについてはなかなかそういう施設が市内にあるという、私もいろいろな情報を得ているんですけれども、市民サイドの方々にはそういうふうな情報がどういうふうに流れているのか、そして市にはいろいろな施設があるのですけれども、自分が介護になった場合に、どこに、どういうふうな施設にどう入っていけばいいのかという、要するに利用者の立場に立った説明、これがなかなかできていないんではないかと。ここにパンフレットがありますけれども、これは介護の仕組みというパンフレット、市の方で出しているやさしい介護保険、これにはいろいろな施設が書かれているのですが、具体的にどうなのかということで、やっぱり市民にわかりやすい形で周知をするということなども必要ではないかなと、私はこのように思っておりますので、その辺についての考え方などもお聞かせをいただきたいと思います。

それから、在宅介護の環境整備でありますが、ショートステイにつきましては、市長の方からも 第4期でそれぞれふえる数の床数が答弁ありました。ショートステイについては、前の国の決まり ですと、全体の例えばベッド数の約2割というようなことであったと。ところが、現在はこの制限 がなくなっているということを聞きますと、なぜかといいますと、これは経営状態、要するに経営 者からしますと、ショートステイをふやすということは、経営に対してデメリットが出ると、要す るに入所する方が多い場合ですと、当然これは経営が安定していくのですが、ショートステイを多 くとることによって、非常にデメリットになるということから、このショートステイの床数をどう しても確保しないといいますか、少な目に確保するというような傾向があるということを聞いてお ります。ですから、私もある寒河江市内の特老に行ってまいりまして、聞いてまいったところ、や っぱり今、全体的にはこの特老の20%がショートステイなんだと、今16床あるという中で、既に満 床なんだと、ですから、緊急に対応するのがなかなか難しいという話がございました。ですから、 そのショートステイをふやすことによって、緊急対応に対しても対応するようなことが常に可能に なってくるんではないかと、私はこのように思っていますので、当然ショートステイの利用数も平 成15年から見ますと、平成21年を見ますと、平成15年には1日111名、日数にして1,111日だったん ですが、21年には1カ月165人、1,697人に伸びております。ですから、これからどんどん高齢化率 が高まってまいりますと、ショートステイの利用率がどんどんと上がってくるのではないかなと、 このように思いますので、その辺について今のところは要するにこういう形で床数を確保しており ますけれども、これからは第5期計画などについて、どういうふうにショートステイの確保につい て考えているのかどうかをお聞きをしたいと思います。

ただ、やっぱりこれは民間業者ですから、どうしても、指導、認可権限といいますか、これはたしか県にありますので、県との打ち合わせなり、あるいは市としてのいろいろな要望なり、適時業者に対しての問題提起をしていただいて、理解をしていくということが大事な点になってくるかと思いますので、その辺もあわせて進めていくべき方向ではないかなと私は思っております。

それと、レスパイトケア事業につきまして先ほどもありました。市の方では、家族介護交流激励 支援事業、これの拡大ということで、先ほど話がありましたけれども、最初にも申しあげましたが、 家族介護の実態というものをどういうふうに市がとらえているのかなということを私は常に疑問を 持っているんですけれども、例えば地域総括支援センターなり、あるいは在宅介護支援センターな りがあります。そこには相談支援ということで当然、家族の方々が相談できる相談支援窓口があり ます。ですから、その窓口に対して相談する実態をどういうふうにとらえているか、どういうふう な意見があるのか、このところを踏まえながら、この辺の事業を展開していく必要性があるんではないかと。今、家族介護の中で言われているのが、24時間対応の電話相談というのが全国的にもやっている自治体もありますけれども、その辺の取り組みを、相談件数が自治体の方ではやっぱり夜間とか休日の相談件数が非常に平日よりも多いということが出ております。ですから、そういう意味では、逆に平日よりも夜間とか、あるいは休日の相談ということについても介護支援センターなり、あるいは在宅介護支援センターの方で取り組んでいく必要性があるのかどうか、既に取り組んでいるのであればいいんですが、その辺の必要性についてお聞きをしたいと思います。

それと、介護ボランティアのポイント制度でありますけれども、これについても先ほど市長から答弁がありました。私も天童に行きまして、担当者の方とお話をさせてもらったんですが、天童の方での人数が35人というぐあいに、非常に少ないなと私も思っておったのですが、最初の取りかかりは4人だったそうです。先ほど市長からは、46団体それぞれ施設の方でボランティアで頑張ってらっしゃると、これも非常にすごいんですが、この介護支援ボランティア制度はほとんどが個人なんです。要するに、団体にはなかなか混ざらなくて、個人でボランティアをやりたいという方で、社会福祉協議会で設定した施設との中でそれぞれボランティア活動をしているというような内容でありまして、非常に効果が上がっているということと、先ほどあったように、ボランティアをやりたいんだけど、なかなか施設までには行けないという、団体さんだったらすぐに連絡とれるんですが、個人としてはなかなかできないということなどもありまして、そういう意味ではこのボランティア支援制度、ポイント制度というのは非常に有効だというような話をされておりまして、市長の方からは今後の研究課題ということがありましたが、ぜひこの寒河江でも取り入れていただいて、個人としても施設の方でのボランティア活動が盛んにできるような形で取り組んでいただきたいと、このように思うところでございます。

あとは最後の安全対策でありますけれども、これにつきましては、今のところ3施設のうち2施設が25年度中に整備されるという話がありました。これはぜひ早急に設置をされて、やっぱり入所をされている方々の生命を守る部分ということで大事な部分でありますから、早急に設置をされるように要望したいと思います。

以上で2問とします。

髙橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 まず、介護施設の整備については、待機者の解消というものについてある程度図られるということでありますが、もちろんこれから高齢化というのが進んでいくわけで、そういったことからすると、必ずしも今の整備計画で十分だというふうには考えておりません。要するに分母がまだふえてくるということでありますから、それに相応する形でのある程度の施設整備というものをやっぱり進めていかなければならないというふうに思います。

多床室の整備を図るべきではないかというような御指摘でありますけれども、御案内のとおり、個室型というのは厚労省の方でも推進してきた経過があります。ただ、きょうの新聞なんかを見ると、多床室についてもこれからやっぱり検討していく必要があるという厚労省に関する新聞記事などもありまして、我々としてもそういう現場の声という要望、需要というものを踏まえたような形でやっぱり国の制度についても改善していただけるのではないかというふうに思いますので、そこら辺は先ほど申しあげましたとおり、次期の計画の中で十分検討して進めていく必要があるというふうに思いますし、それだけでなくて、さまざまな福祉施設に関するニーズというものは十分検証しながら、また実態の調査というものを図りながら事業を踏まえて対応していくということが基本だろうというふうに思っているところであります。

次の計画についてもそういったことで、いろいろな関係者だけでなくて、多くの市民の声なども十分踏まえた上で検討、計画をつくっていくということにしていく必要があるというふうに考えているところであります。

それから、計画の期間についても今、現時点では3カ年ということを考えているわけであります。なかなか国の制度、厚労省の考え方というものも、10年は介護保険制度についてたったわけでありますけれども、必ずしも一貫性があると言うんですか、一定した安定した制度とは必ずしもなっていない面がありますので、そこら辺、国の方でどういうふうに考えるかということもありますが、我々はそういう状況を見ながら長期的な展望を踏まえて、介護の計画というものを立てていくということが必要だろうというふうに思っているところであります。

それから、介護認定事務の簡素化ということでありますけれども、御案内のとおり、件数がどん どんふえていくということも想定されますので、それを受け入れるだけの態勢の整備というものを やっぱり検討していく必要があろうというふうに思います。先ほど申しあげたいろいろな取り組み のほかにも全体としての受け入れ態勢、検討体制、審査体制というものを充実していく必要があろ うかというふうに思います。

また、ケアプランの作成についても、現在も認定調査についても申請日当日、翌日にしたり、また申請時にケアマネジャーも一緒に選定していただいて、認定調査とケアプラン作成を同日に行うなどということもしておりますから、その辺の実態というものを踏まえて事務の簡素化というものを図っていかなければならないというふうに思います。

それから、小規模多機能型の居宅介護施設についてでありますけれども、御案内のとおり1カ所あるわけであります。なかなかこの25人の定員というのは埋まるまでにも若干の時間を要したというのが実態としてあるようであります。これから計画期間中に1カ所さらにふやしていきたいということでありますので、その辺のところについても市民の皆さんに周知を図りながら、そういう施

設に対する需要を喚起していくということも必要だというふうに思っているところであります。それから、ショートステイの確保についてでありますが、これも介護施設の整備と関連いたしますけれども、やっぱり実態、需要予測というものを踏まえて確保していく、これからもまた需要がふえてくるであろうというふうに見込まれますので、その辺のところを調査・検討しながら、確保について努力をしていくということが必要かというふうに思います。

それから、家族介護のための支援体制ということで、休日・夜間にもそういう相談体制を整備していく必要があるのではないかということでありますが、我々としてはまだそういうことについては対応し切れていない面もありますので、そこら辺は十分検討していきたいというふうに考えているところであります。

それから、ポイント制についても、先ほど申しあげましたとおり、今後の検討課題、調査・研究 を進めていきたいというふうに考えているところであります。

それから、防災関係の施設についてもやっぱり支障のないような形で事業者ともに注意喚起して 整備を図られるよう努力していきたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

髙橋勝文議長 那須議員。

那須 稔議員 3問目になりますけれども、先ほど市長からありましたように、この介護保険については当然、国の制度でありますから、国がやるべき部分、それから施設については許認可で県でありますので、県でやるべき部分、あるいは市としてやるべき部分、いろいろなことがあろうかと思いますけれども、市としてやっぱりきちっとするところは取り組んでいくというようなことを要望して今回の質問を終わりたいと思います。

以上でございます。

髙橋勝文議長 以上で、一般質問は全部終了いたしました。

散 会 午後1時25分

髙橋勝文議長 本日はこれにて散会いたします。 大変御苦労さまでした。

平成22年9月8日(水曜日)第3回定例会

出席議員(18名)																		
1	番	禹	5	橋	勝	文	ζ.	議員		2	2番	ķ	þ	津	_	博	阜	
3	番	石	<u> </u>	Щ		忠	3	議員		4	4番	ì	<u>t</u>		登	代子	Z	
5	番	J		藤	吉	椞	È	議員		(备番	木	1	沼	孝	Ħ	ij	
7	7番	豆	<u>\tag{\tag{k}}</u>	井	輝	明]	議員		8	8番	7	7	村	寿	太良	ß	
ğ	番	甲	島	田	俊	廣	Ē	議員		1 (3 番	12	Ė	藤		家	ጀ	
1 1	番	松	Y	田		孝	<u>£</u>	議員		1 2	2番	7	<u> </u>	Ш	忠	郭	亁	
1 3	3番	亲	fi	宮	征	_	-	議員		1 4	4番	信	₽	藤	忠	男	3	
1 5	番	셛	Ė	藤	暘	子	<u>-</u>	議員		1 (备番	J		越	孝	男	3	
1 7	7番	尹	ß	須		稔	Š	議員		1 8	8番	金	\$ ₹	木	賢	t	3	
欠席讀	議員((なし	J)															
説明の	つため	り出席	ました	と者の	職氏征	名												
佐	藤	洋	樹	市			長			那	須	義	行	副		声 	長	
渡	邉	滿	夫	教	育	委 員	長			片	桐	久	之	選委	学管理 [里委員 員	会長	
芳	賀	靖	夫	農	業委	員会会	長			今	野	要	_	総	務	課	長	
横	Щ	_	郎	総危	機管	務 · 理 室	課長			菅	野	英	行	総	合政	策誤	長	
月	光	龍	弘		メー	政 策 ジアッ				宮	Ш		徹	総合	合政党 地 推	を 注 を	業 記 重	
П	ш7	= h	n=	推		室	長			_15	& ∃	= 1						
丹	野	敏	晴	財 士		課	長			犬犬	飼	弘		税 z a :	務	課	長	
安	彦	_	浩			:活課 管理					飼		好		設管 設管			
富	澤	Ξ	弥	都	市整	管 理 : 備室	長			軽	部	修	_	緑	設置	進室	₹長	
Щ	田	敏	彦	下	水i	道 課	長			尾	形	清	_	農	林課長業 多	克(1) 長員 局	#) 会 長	
エ	藤	恒	雄	商	工観	光課	長			那	須	吉	雄		康福			
柴	崎	良	子	子	育て打	推進誤	長			安	系子	政	_	会 (⁾	計 領 兼) 名	き 理 会計部	者 果長	
那	須	勝	_	水	道事	業所	長			櫻	井	幸	夫	病	院	阝 務	長	
荒	木	利	見	教	Ī	育	長			鈴	木	_	徳	学	校教	育謂	長	
冏	部	藤	彦	学中準	校業備	教 育 校 給 室	課食長			白	林	和	夫	学指	校	<u> </u>	課長	
清	野		健	学中準 生ス振	涯ポ興	教交育給室学一課五	課食長 習ツ長 員長			片	桐	久	志	監	查	委	員	
奥	Щ	健	_	監事	査務	委局	員長											
事務局	引職員	員出席	諸															
柏	倉	隆	夫	事	務	局	長			荒	木	信	行	局	長	補	佐	
佐	藤	利	美	総	務	主	查			兼	子		亘	主			任	

議事日程第4号 第3回定例会 平成22年9月8日(水曜日) 午前9時30分開議

再 開

日程第1 質疑

" 2 予算特別委員会設置

" 3 決算特別委員会設置

″ 4 委員会付託

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ